

令和 5 年 6 月 7 日

銚田市議会議員一般選挙 立候補予定者 各位

銚田市選挙管理委員会
委員長 大久保 敏雄
(公 印 省 略)

立候補届出前の選挙運動の禁止（事前運動の禁止）について

日頃は、選挙の公正な執行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このところ有権者の方から、事前運動等に関する通報が多数寄せられております。

公職選挙法(第 129 条)では、立候補の告示日から当該選挙の投票日の前日まででなければ、選挙運動をすることができないと規定されており、それ以前に選挙運動(事前運動)をすることを禁止しています。

具体的には、立候補の届出前に政治活動と称して不特定多数にビラ等を頒布する行為、推薦演説を行うなどの行為、立候補予定者の売名や投票の依頼をする行為などが事前運動にあたる可能性が高く、注意が必要となります。

立候補予定者の皆様には、改めて法令順守についてご確認いただくとともに、有権者の方から事前運動等の選挙違反にあたるのではないかとの疑念を抱かれぬよう十分ご注意くださいようお願いいたします。

※事前運動等の内容につきましては、立候補予定者説明会で配布した、「地方選挙早わかり」12 ページから 18 ページにかけて記載がありますので、今一度ご確認ください。

銚田市選挙管理委員会
TEL 0291-36-7149